
**ユニットプライス型積算基準
[試行用](案)**

【ブロック製作編】

平成17年11月

**国土交通省
港湾局**

総 目 次

第1編 総 則

第1章 適用範囲等

第2章 工事費の積算

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

第4章 設計変更

第5章 日当たり施工量

第2編 共通条件

第1章 共通条件

第3編 ユニット

第1編 総則

第1章 総則

1節 適用範囲等	1-1-1
1.1 適用範囲	1-1-1
2.1 ユニットプライス	1-1-1
3.1 設計書の作成	1-1-1
2節 積算価格の構成	1-2-1
1.1 積算価格の基本構成	1-2-1
1-1-1 積算価格	1-2-1
1-1-2 積算価格構成費の内訳	1-2-1
1-1-2-1 直接工事費(ユニット)	1-2-1
1-1-2-2 間接工事費(ユニット)	1-2-4

第2章 工事費の積算

1節 直接工事費(ユニット)	2-1-1
1.1 積算単価	2-1-1
2.1 特許使用	2-1-2
3.1 支給材運搬等	2-1-2
4.1 数量	2-1-2
2節 間接工事費(ユニット)	2-2-1
1.1 総則	2-2-1
2.1 算定方法	2-2-2
2-1-1 共通仮設費	2-2-2
2-1-2 イメージアップ経費(率計上)	2-2-2
2-1-3 共通仮設費(率計上)	2-2-3

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

1節 一般管理費等	3-1-1
1.1 一般管理費の項目及び内容	3-1-1
2.1 付加利益	3-1-2
3.1 一般管理費等の算定	3-1-2
4.1 一般管理費等率の補正	3-1-3
2節 消費税等相当額	3-2-1

第4章 設計変更

1 節 一般事項 —————4-1-1

2 節 設計変更における単価等の取扱いについて —————4-2-1

3 節 設計変更の計算例 —————4-3-1

4 節 設計変更における留意事項 —————4-4-1

第5章 日当たり施工量

1 節 日当たり施工量 —————5-1-1

第 1 章

總 則

第 1 章

總 則

1 節

總 則

1 節 適用範囲等	1-1-1
1 . 適用範囲	1-1-1
2 . ユニットプライス	1-1-1
3 . 設計書の作成	1-1-1

1節 適用範囲等

1. 適用範囲

本ユニットプライス型積算基準は、国土交通省直轄のユニットプライス型積算試行対象工事（各種ブロック製作（消波工/消波ブロック製作、捨ブロック工/捨ブロック製作および被覆ブロック/被覆ブロック製作を除く。）を主たる工種とした工事）の請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができ、この場合、港湾土木請負積算基準を適用することとする。

2. ユニットプライス

ユニットプライスとは、ユニット区分（請負代金の総額を構成する基本区分）毎の単位当たり価格で、材料費、労務費等の直接必要な費用のほか、当該費用に関連する経費等を含んだものであり、ユニット区分は直接工事費（ユニット）、間接工事費（ユニット）、一般管理費等に大別される。

3. 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、明確に作成しなければならない。

第1章

総則

2 節

積算価格の構成

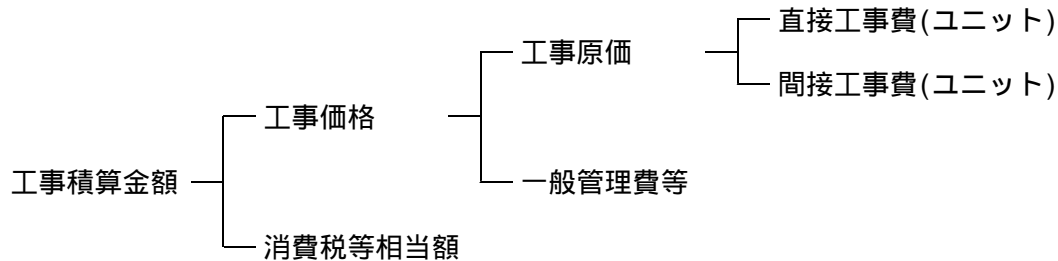
2 節	積算価格の構成	1-2-1
1 .	積算価格の基本構成	1-2-1
1 - 1	積算価格	1-2-1
1 - 2	積算価格構成費の内訳	1-2-1
1 - 2 - 1	直接工事費(ユニット)	1-2-1
1 - 2 - 2	間接工事費(ユニット)	1-2-4

2節 積算価格の構成

1. 積算価格の基本構成

1 - 1 積算価格

積算価格の構成は、次のとおりとする。

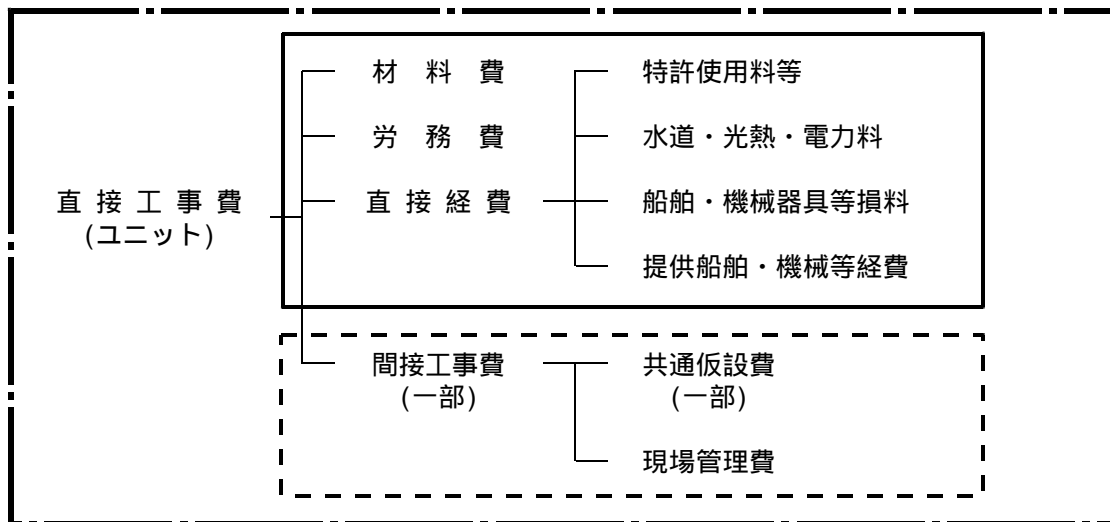


1 - 2 積算価格構成費の内訳

積算価格は、次の各号に掲げるものとする。

1 - 2 - 1 直接工事費(ユニット)

直接工事費(ユニット)は、箇所または工事種類により各工事部門を工種、種別、ユニット区分及び名称に区分し、それぞれの区分毎に材料費、労務費、直接経費及び間接工事費(一部)を含んだユニットプライスを用いて積算するものとする。直接工事費(ユニット)に含まれる間接工事費(一部)は次に掲げるものとする。



(注)  : 直接工事費(ユニット)  : 直接工事費  : 間接工事費(一部)

1) 共通仮設費(一部)に区分される以下の費用

運搬費

- (A) 質量20 t 以上の建設機械の自走による運搬費用
- (B) 質量20 t 未満の建設機械等の日々回送に要する費用
- (C) 質量20 t 以上の建設機械等の日々回送に要する費用

準備費

- (A) 準備および跡片付けに要する費用
- (B) 調査・測量、丁張り等に要する費用
- (C) 伐開、整地および除草に要する費用

技術管理費

- (A) 品質管理のための試験等に要する費用
- (B) 出来形管理のための測量等に要する費用
- (C) 工程管理のための資料の作成に要する費用
- (D) (A) ~ (C) に掲げるもののほか技術管理上必要な資料の作成に要する費用

営繕費

- (A) 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫および材料保管場の営繕に要する費用
- (B) 労務者の輸送に要する費用
- (C) 営繕等に係る土地・建物の借上げに要する費用

2) 現場管理費に区分される以下の費用

現場管理費は次に掲げるものとする。

工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費

労務管理費

現場労務者に係る次の費用とする。

- (A) 募集および解散に要する費用(赴任旅費および解散手当を含む)
- (B) 慰安、娯楽および厚生に要する費用
- (C) 直接工事費および共通仮設費に含まれない作業用具および作業用被服の費用
- (D) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (E) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

安全訓練等に要する費用

現場労務者の安全・衛生に要する費用および研修訓練等に要する費用

租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課（ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く）

保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）および賞与（ただし、本店および支店で経理される派遣会社役員等の報酬および運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料などは除く）

退職金

現場従業員に係る退職金および退職給与引当金繰入額

法定福利費

現場従業員および現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額ならびに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

通信交通費

通信費、交通費および旅費

交際費

現場への来客等の対応に要する費用

補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費および騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費（ただし、臨時にして巨額なものは除く）

外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

工事登録等に要する費用

工事実績の登録等に要する費用

雑費

から までに属さない諸費用

1 - 2 - 2 間接工事費(ユニット)

- 1) 間接工事費(ユニット)は、直接工事費(ユニット)に計上しない共通仮設費及び共通仮設費(率計上)で構成するものである。なお各間接工事費(ユニット)は、当該費用に関連する現場管理費を含んだものである。
- 2) 間接工事費(ユニット)は、次のとおり。
工事施工において、直接工事費(ユニット)に計上しない下記の費用。
 - 共通仮設費(回航・えい航費)
 - 共通仮設費(運搬費)
 - 共通仮設費(準備費)
 - 共通仮設費(事業損失防止施設費)
 - 共通仮設費(安全費)
 - 共通仮設費(役務費)
 - 共通仮設費(技術管理費)
 - 共通仮設費(水雷・傷害等保険費)
 - 共通仮設費(営繕費)
 - 共通仮設費(イメージアップ経費)
 - 共通仮設費(イメージアップ経費(率計上))
 - 共通仮設費(率計上)
- 3) 一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなる。
- 4) 消費税等相当額
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2章

工事費の積算

第2章

工事費の積算

1 節

直接工事費（ユニット）

1 節	直接工事費(ユニット)	2-1-1
1 .	積算単価	2-1-1
2 .	特許使用	2-1-2
3 .	支給材運搬等	2-1-2
4 .	数量	2-1-2

1節 直接工事費(ユニット)

直接工事費(ユニット)の算定は以下によるものとする。

1. 積算単価

ユニットプライス型積算方式ではユニット区分を単位として積算書を作成するため、ユニットプライスが積算書に計上するユニット区分の単位当たり価格(ユニットプライス)を、積算単価という。

積算単価は過去の合意単価(試行初期は収集単価を含む)の実績により得られた、標準的なユニットプライスを適用することを原則とする。

標準的なユニットプライスによる積算単価が設定できない場合は、以下の手法にてユニットプライスを作成し、積算単価を設定する。なお試行時においては、「1-1」の手法を「1-2」及び「1-3」の手法に優先して適用することとする。

1-1 現行の積算基準によってユニットプライスを作成する。 本手法は以下の通りとする。

- 1) 港湾土木請負工事積算基準で直接工事費を算出する。
- 2) 直接工事費に表-1の率を乗じて、ユニットプライスを算定する。

表-1

		率(%)
共通仮設費(一部)	Kr	7.31
現場管理費	Jo	19.24

算定式

【ユニットプライス算定式】

$$\text{ユニットプライス} = P + P \cdot Kr(\%) + (P + P \cdot Kr(\%)) \cdot Jo(\%)$$

ただし、P : 港湾土木請負工事積算基準で算出した直接工事費

Kr : 共通仮設費(一部)率(%)

Jo : 現場管理費率(%)

1-2 特別調査によってユニットプライスを調査し、積算単価を決定するものとする。

1-3 「1-1」及び「1-2」の方法によりがたい場合には、見積りによってユニットプライスを作成する。 本手法は以下の通りとする。

- 1) 見積りは原則として3社以上から徴収する。
- 2) 見積り依頼は、ユニット名称・プライス条件・施工数量・夜間施工の有無・時間的制約の有無・施工地域・施工場所・施工時期及びユニットプライスに含まれる共通仮設費・現場管理費等を提示して行う。
- 3) 提出するユニットプライスの見積書には見積単価の内訳として、機械経費・労務費・材料費・共通仮設費・現場管理費の構成比(%)を記載させる。
- 4) 採用するユニットプライスは、異常値を排除して平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。
- 5) 材料を除いて港湾土木請負工事積算基準が適用できる場合でも、材料のみを見積り対象とするのではなく、材工を見積りの対象として「1-3」の手法を適用する。

2. 特許使用

2 - 1 適用範囲

直接工事費(ユニット)の特許使用料に適用する。

特許使用料は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法ならびに特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象にした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合および出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

2 - 2 費用内訳

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

2 - 3 積算方法

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業等有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。なお、特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

3. 支給材運搬等

支給材料については、購入価格を計上する。

ただし、別途製作した材料(ケーソン、ブロック等)および発生材料は、無価計上とする。なお、支給材料の撤去、据付けおよび運搬等の経費は直接工事費(ユニット)として計上するものとし、積算方法は「1. 積算単価」による。

4. 数量

港湾土木請負積算基準による。

第2章

工事費の積算

2 節

間接工事費（ユニット）

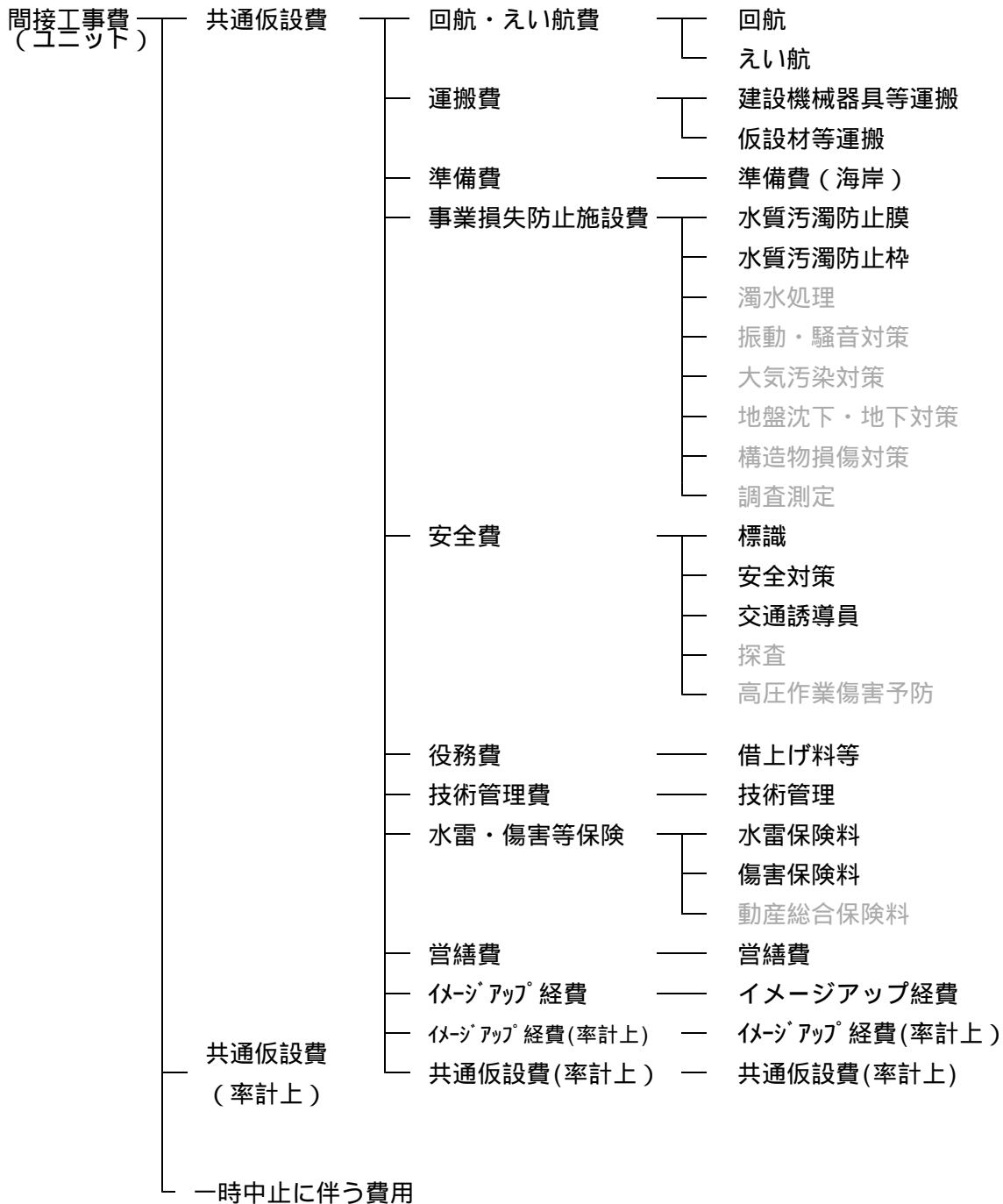
2 節	間接工事費(ユニット)	2-2-1
1 .	総 則	2-2-1
2 .	算定方法	2-2-2
2 - 1	共通仮設費	2-2-2
2 - 2	イメージアップ経費(率計上)	2-2-2
2 - 3	共通仮設費(率計上)	2-2-3

2節 間接工事費(ユニット)

1. 総 則

この算定基準は、間接工事費(ユニット)の算定に係る必要な事項を定めたものである。なお各間接工事費(ユニット)は、当該費用に関連する現場管理費を含んだものである。

間接工事費(ユニット)の構成は、下記のとおりとする。



は、未制定歩掛

2. 算定方法

2-1 共通仮設費

共通仮設費の間接工事費(ユニット)は、各ユニットに関する現場管理費を含むものとし、費用の算定方法は、次式によるものとする。

$$UP=A \cdot (1 + Gk/100)$$

ただし UP：間接工事費(ユニット)

A：港湾土木請負工事積算基準による積上げ積算額

Gk：現場管理費率=7.76%

2-2 イメージアップ経費(率計上)

1) イメージアップ経費(率計上)

(1)工事に伴い実施する仮設備、安全設備、営繕施設等を対象にして、標準的なイメージアップを行う費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

仮設備の美装化、完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーポット、ライトアップ、見学ステージ等に要する費用

垂れ幕(横断幕)、工事看板(説明板・案内板・伝言板・PR看板・ポップアート・壁画・イラスト・児童画)、フラワーポット・花壇(椅子・ベンチ含む)・緑化、ライトアップ、見学ステージ、カラ・舗装・敷石、放送設備、見学者駐車場

バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の美装化に要する費用

器具美装化{バリケード、転落防止柵(足場・安全ネット)、工事標識、安全標識、照明、安全器機(カラ・コーン・回転灯)、安全具(救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器)}、清掃費

現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワ-の設置、トイレの水洗化、インフォメーション施設、行事(安全祈願、見学会、コンサート)等に要する費用

設備美装化(現場事務所・現場休憩所・倉庫・足洗い場・作業員宿舎)水洗トイレ、シャワ-設備、備品(カ-ペット・畳・応接セット・カラ-テレビ・ビデオ・ラジカセ・ク-ラ-・暖房機・給湯器・ウォ-タ-ク-ラ-、冷蔵庫・給水タンク・机・椅子・洗濯機・乾燥機・流し台)

(2)積算方法

イメージアップ経費(率計上)の算定は下記により行うものとし、対象額ごとに求めた率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{イメージアップ経費(率計上)} = \text{対象額}(P) \times \text{率}(i)$$

対象額(P)は直接工事費(ユニット)とする。

率(i)は表-2による。

イメージアップ経費(率計上) 表-2

適用区分	下記算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による	
	A	b
ブロック製作	9.413	-0.2272

算定式

$$i = A \cdot P^b$$

ただし、i：イメージアップ経費(率計上)の率(%)

P：対象額(円) = 直接工事費(ユニット)の合計額

A、b：変数値

注) iの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 - 3 共通仮設費（率計上）

1）共通仮設費（率計上）

共通仮設費のうち、工種区分に従って所定の率計算により算定される費用。

(1) 共通仮設費（率計上）の積算

共通仮設費（率計上）の積算で計上する内容は、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

運搬費

- (A) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出並びに現場内小運搬
- (B) 質量20t未満の建設機械の自走による運搬

安全費

- (A) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- (B) 不稼働日の保安要員等の費用
- (C) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料
- (D) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く)
- (E) 救命艇に要する費用
- (F) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- (G) 粉塵作業の予防に要する費用
- (H) 安全用品等の費用
- (I) 安全委員会等に要する費用

(2) 積算方法

共通仮設費（率計上）の算定は下記により行うものとし、対象額ごとに求めた率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{共通仮設費（率計上）} = \text{対象額（P）} \times \text{率（Kr）}$$

対象額（P）は直接工事費（ユニット）とする。

率（Kr）は表-3による。

適用区分	下記算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による	
	A	b
ブロック製作	454.82	-0.3264

算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし、Kr：共通仮設費（率計上）の率（%）

P：対象額（円）＝直接工事費（ユニット）の合計額

A、b：変数値

注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 共通仮設費（率計上）の補正

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は表-3により求めた率に下表の補正値を加算する。

施工地域・工事場所区分	補正値（%）
特定重要港湾	0.84

第3章

一般管理費等及び消費税相当額

第3章

一般管理費等及び消費税相当額

1 節

一般管理費等

1 節	一般管理費等	3-1-1
1 .	一般管理費の項目及び内容	3-1-1
2 .	付加利益	3-1-2
3 .	一般管理費等の算定	3-1-2
4 .	一般管理費等率の補正	3-1-3

1節 一般管理費等

1. 一般管理費の項目及び内容

- 1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
- 2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に嚇する給料、諸手当及び賞与
- 3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- 4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- 5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- 6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- 7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- 8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- 9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- 10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- 11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- 12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- 13) 寄付金
- 14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- 15) 減価償却費
建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- 16) 試験研究費償却
新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

- 17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- 18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- 19) 保険料
火災保険その他の損害保険料
- 20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- 21) 雑費
電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費の費用

2. 付加利益

- 1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- 2) 株主配当金
- 3) 役員賞与金
- 4) 内部留保金
- 5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3. 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

別表第1

		一般管理費等率	
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により 算出された率	7.22%

[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -2.57651 \times \text{LOG}(Cp) + 31.63531 \quad (\%)$$

ただし、Gp: 一般管理費等率(%)

Cp: 工事原価(単位円) = 直接工事費(ユニット) + 間接工事費(ユニット)

(注)Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4. 一般管理費等率の補正

1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を「3.一般管理費等の算定」で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定式の基礎となる工事原価に含めないものとする。

別表第2

一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注)別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

第3章

一般管理費等及び消費税相当額

2 節

消費税相当額

2節 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第4章

設計変更

第 4 章
設計変更
1 節
一般事項

1節 一般事項

請負工事の設計変更は、合意単価を基本に、以下の方法で行うものとする。

第4章

設計変更

2 節

設計変更における単価等の取扱いについて

2節 設計変更における単価等の取扱いについて

- (1) 新工種のユニットは、当初積算と同様に算出した官積算単価（変更指示時点単価）に落札率（総価）を掛けたものを単価として積算する。
- (2) 現地の取合等の都合により数量増減するユニットは、合意単価を基に積算する。また、この場合に数量増減前後の官積算単価が異なったとしても、単価の変更は行わない。
- (3) 上記以外の理由で数量増加する場合は、増加数量分を新工種のユニットとして扱う。
- (4) ユニットプライス規定集に定めるプライス条件区分の変更があり、単価を変更する必要がある単価項目は、合意単価に条件変更前後の官積算単価の差額（に落札率を掛けたもの）を加えたものを単価として積算する。ただし、施工方法等が大幅に変わってしまうような場合には新工種に準じる。
- (5) 共通仮設費（率計上）、イメージアップ経費（率計上）、一般管理費等については、当初契約において合意した単価を基にして算出した率（C）に、ユニットプライス型積算基準の率式を利用した低減割合（D）を掛けた率を用いて算出する。
- (6) 物価変動後の単価は、（4）に準じて算出する。

第4章

設計変更

3 節

設計変更の計算例

3節 設計変更の計算例

(1) 変更積算に用いる単価算出方法(新工種のユニットの場合)

変更積算に用いる単価：y 官積算単価(変更指示時点単価)：X
 落札率：Z(総価)

$$y = X \cdot Z$$

(2) 変更積算に用いる単価算出方法(プライス条件区分の変更の場合)

当初合意単価 ：y₀ 当初官積算単価 ：X₀
 変更積算に用いる単価 ：y₁ 条件変更後における官積算単価 ：X₁
 落札率：Z(総価)

$$y_1 = y_0 - (X_0 \cdot Z) + (X_1 \cdot Z)$$

(3) 共通仮設費(率計上)、イメージアップ経費(率計上)、一般管理費等の算出方法
 ・共通仮設費(率計上)の場合(イメージアップ経費(率計上)、一般管理費等も同様)
 共通仮設費(率計上) = B × C × D

B= 変更金額の積算における「共通仮設費(率計上)」の「対象となる項目(直接工事費(ユニット))」の合計金額

$$C = \frac{\text{当初契約における「共通仮設費(率計上)」合意金額}}{\text{当初契約における「共通仮設費(率計上)」の「対象となる項目」の合意単価を基にした合計金額}}$$

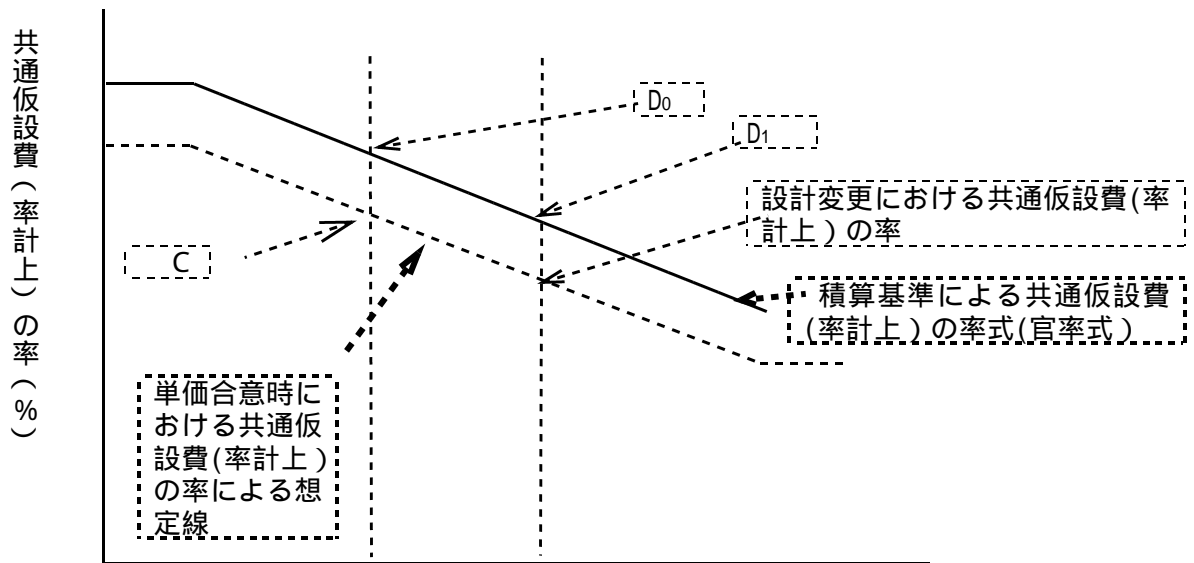
$$D = \frac{\text{変更金額の積算における「共通仮設費(率計上)」の「対象となる項目」の合計金額をユニットプライス型積算基準の率式に代入した値(K1)}}{\text{当初契約における「共通仮設費(率計上)」の「対象となる項目」の合意単価を基にした合計金額をユニットプライス型積算基準の率式に代入した値(Kg01)}}$$

設計変更における共通仮設費(率計上)の積算例

- B₀ = 当初契約の直接工事費(ユニット)(合意単価)の合計 = 30,000,000円
- R = 当初契約の共通仮設費(率計上)の合意金額 = 2,000,000円
- D₀ = B₀から算出した積算基準(官率式)からの率 = 1.65%
- B = 変更積算の直接工事費(ユニット)の合計 = 33,000,000円
- D₁ = Bから算出した積算基準(官率式)からの率 = 1.60%
- C = R / B₀ = 2,000,000 / 30,000,000 = 6.67%
- D = D₁ / D₀ = 1.60% / 1.65% = 0.970

$$\text{共通仮設費(率計上)} = B \times C \times D = 33,000,000\text{円} \times 6.67\% \times 0.970 = 2,135,067\text{円}$$

設計変更における共通仮設費（率計上）のイメージ図



(4) 変更設計額

工事価格 = 変更積算工事価格

変更設計額 = 工事価格 × (1 + 消費税率)

(備考：変更設計の積算は、合意単価並びに落札率を乗じた単価（新工種等の単価）等により行うものであり、変更積算工事価格は、落札率を乗じた額となる。)

第4章

設計変更

4 節

設計変更における留意点

4節 設計変更における留意事項

(1) 一般事項

明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、工事請負契約書の関連する条項に基づき、甲・乙協議し、必要に応じて設計変更するものとする。

(2) 任意仮設について

例え、条件明示がなされていない場合でも、当初積算時に想定した現場条件と現地の現場条件が異なる場合には、甲・乙協議し、必要に応じて仮設工の変更を行うものとする。

(3) 交通誘導員について

警察協議等の結果により、交通誘導員の配置が当初積算時に想定した配置と異なる場合には、間接工事費(ユニット)の交通誘導員の延べ人数を変更するものとする。なお、延べ人数の算定における日数の算定に当たっては、発注者の工程によるものとするが、請負者の責によらない特別な事由(警察協議の結果を含む)による工期の延長等については、発注者と受注者で協議するものとする。

(4) 工事の中止について

工事着手届提出以降、請負者の責によらない事由により、工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合には、工事請負契約書第20条の規定に基づき必要な費用を、「一時中止に伴う費用」に計上するものとする。なお、一部一時中止の場合においても、工程上、クリティカルパスとなっている工種において一時中止を実施した場合には、必要となる費用を、「一時中止に伴う費用」に計上するものとする。

第 5 章

日当り施工量

第 5 章

日当り施工量

1 節

日当り施工量

1節 日当り施工量

日当り施工量については、当該工事の施工条件等を十分考慮のうえ、港湾土木請負工事積算基準を基に算出するものとする。

第2編 共通条件

第1章 共通条件

1節 工期の設定	1-1-1
2節 工事区分	1-2-1
1．水中と陸上の工事区分	1-2-1
2．海上・陸上施工の区分	1-2-1
3節 その他	1-3-1
1．無償貸付機械を使用する場合	1-3-1
2．積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合	1-3-1
3．ユニットプライス規定集に定義していない工種等について	1-3-1

第 1 章

共通条件

第 1 章

共通条件

1 節

工期の設定

1節 工期の設定

工期の設定に当たっては、以下の日数を考慮し、適切に定めるものとする。

運転日

日曜・祝祭日、土曜日、夏季休暇、年末・年始休暇

荒天日

作業船の回航・えい航・艀装

工程上の待ち

現場整備

材料手配（需給が逼迫している資材を使用する工事については余裕工期）

関係官公庁への諸手続き、第三者への工事説明

工事用地等の確保に要する期間

準備・跡片付け

第 1 章

共通条件

2 節

工事区分

2 節 工事区分	1-2-1
1 . 水中と陸上の工事区分	1-2-1
2 . 海上・陸上施工の区分	1-2-1

2節 工事区分

1. 水中と陸上の工事区分

港湾・海岸工事の積算における水中と陸上の工事区分は、平均干潮面（M.L.W.L.）を境界とする。

ただし、平均干潮面（M.L.W.L.）が設定されていないところは、平均水面（M.S.L.）と朔望平均干潮面（L.W.L.）との1/2を境界とする。

潮位種別	項目	水中と陸上の工事区分	潮待ち区分
朔望平均満潮面（H.W.L.）		陸上部分	陸上潮待ち
平均水面（M.S.L.）			
平均干潮面（M.L.W.L.）		水中部分	水中潮待ち
朔望平均干潮面（L.W.L.）			

なお、下記の場合は、例外として平均水面（M.S.L.）を境界として区分する。

- ・プレパックドコンクリートの天端処理の水中、気中の別
- ・陸上現場溶接・切断と水中溶接・切断の別

2. 海上・陸上施工の区分

陸上施工とは、主として陸上背後（既設構造物を含む）を陸上クレーン等の作業ヤードとして利用できる場合とする。

海上施工とは、上記以外の場合で、主として作業船で施工する場合とする。

ただし、海上・陸上の両方を有する工種については、その主たる区分を適用する。なお、主たる施工区分の選択は、1スパンあるいは1ブロックごととし、投影面積の多い施工区分を採用する。

第 1 章
共通条件
3 節
その他

3節	その他	1-3-1
1.	無償貸付機械を使用する場合	1-3-1
2.	積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合	1-3-1
3.	ユニットプライス規定集に定義していない工種等について	1-3-1

3節 その他

1. 無償貸付機械を使用する場合

無償貸付機械を使用するユニット区分は、港湾土木請負工事積算基準により直接工事費を算出し、「第1編総則 第2章工事費の積算 1節直接工事費(ユニット)」の表-1の率を乗じて、ユニットプライスを算定する。

2. 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

積雪寒冷地域における冬期施工については、適切な施工時期のユニットプライスを選定することにより考慮するものとする。

3. ユニットプライス規定集に定義していない工種等について

ユニットプライス規定集に定義されていない工種等については、従来の積上げ積算又は見積り等により単価を算定することになるが、ユニットプライス規定集に当該工種に関する記載がないため、請負者にとって費用内訳等が不明確となる。したがって、特記仕様書等において当該工種の費用内訳等を明記し、請負者に明らかにするものとする。なお、当該工種の費用内訳等の記載方法については、「ユニットプライス規定集」の「[参考]ユニットプライス規定集の補足説明について」を参考に作成する。

第3編 ユニット

(1) 直接工事費ユニット	1
(2) 間接工事費ユニット	3
(3) 一般管理費等	22

(1) 直接工事費ユニット

ユニット区分	ユニットコード
ブロック製作	999999

1. 適用範囲

本資料は、各種ブロック製作（消波工/消波ブロック製作、捨ブロック工/捨ブロック製作および被覆ブロック/被覆ブロック製作を除く）に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 根固ブロック上部ブロック等のブロック製作

1 - 2. 本ユニット区分が適用できない範囲

(1) 消波工/消波ブロック製作、捨ブロック工/捨ブロック製作および被覆ブロック/被覆ブロック製作

2. 費用内訳

・ブロック製作に伴う作業で、ルーフィング敷設費、鉄筋加工組立費、吊り鉄筋加工・組立費、型枠組立組外費、陸上コンクリート打設費、一般または特殊（練炭）養生費、枠組足場架払費等、その施工に要する全ての費用を含む。

3. 積算条件

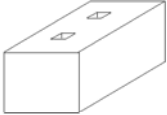
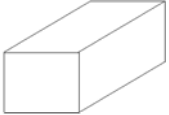
ブロック製作の積算条件はプライス条件と同じであり、下表のとおりである。

ブロック形状	高さ	鉄筋の有無	特殊養生の有無
有孔型	2 m以上	無し	有り
			無し
	2 m未満	無し	有り
			無し
無孔型	2 m以上	無し	有り
			無し
	2 m未満	無し	有り
			無し

契約単位	個	製作個数
積算単位	m3	コンクリート容量

4. その他

(1) ブロック形状：下図を参照し区分する。

有孔型	無孔型
	
ブロック底面への揚圧力を減殺し、飛散防止の為に孔をあけた根固ブロック。	直方体の無筋コンクリート。本体ブロック。

鉄筋の有無：構造上必要な鉄筋を含む場合を「有り」とし、ひび割れ防止等に使用する用心鉄筋のみの場合は「無し」と区分する。

なお、吊り鉄筋はこの鉄筋の有無に含まれず、「無し」となる。

(2) 「1. 適用範囲」および「3. 積算条件」から外れる場合には、港湾土木請負工事積算基準による。その際、本ユニットの費用内訳を特記仕様書に明記するものとする。

(2) 間接工事費ユニット

ユニット区分	ユニットコード
回航	999999

1. 適用範囲

本資料は、船舶および機械器具等の回航に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 航行距離が片道25浬(約46.3km)以上(一平水区域内の回航は除く)の場合

2. 費用内訳

- ・船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所まで回航するための、往復に要する費用、艀装費、運転費、損料、回航保険料、検査料、旅費等の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
え い 航	999999

1. 適用範囲

本資料は、船舶および機械器具等のえい航に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 航行距離が片道25浬（約46.3km）未満または一平水区域内の場合

2. 費用内訳

- ・船舶および機械器具等を所在する場所から工事現場、その他の目的場所まで回航するための、往復に要する費用、運転費、損料の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
建設機械器具等運搬	999999

1. 適用範囲

本資料は、質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 貨物自動車による質量20 t以上の建設機械器具の搬入、または搬出

1 - 2. 本ユニット区分が適用できない範囲は以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出並びに現場内小運搬
- (2) 質量20 t未満の建設機械の自走による運搬
- (3) 質量20 t以上の建設機械の自走による運搬
- (4) 質量20 t以上の建設機械等の日々回送に要する費用

2. 費用内訳

- ・ 質量20t以上の建設機械の運搬費で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
- ・ 貨物自動車による運搬費（分解・組立＋運搬）
- ・ 運搬中の賃料

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。なお、積算にあたっては適切な機械区分を設定すること。

4. その他

- (1) 質量20 t以上の建設機械の自走による運搬、日々回送(分解・組立・輸送)に要する費用、現場内小運搬は、直接工事費ユニット区分に含む。
- (2) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出並びに現場内小運搬、自走による運搬は、共通仮設費（率計上）による。

ユニット区分	ユニットコード
仮設材等運搬	999999

1. 適用範囲

本資料は、仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の搬入、搬出に適用する。

1 - 1 . 本ユニット区分が適用できる範囲は以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 貨物の規格が1個の長さ13m未満で、かつ幅2,500mm未満および質量15t未満のもの。〔鋼板（コイルを含む）、条鋼、線材（バー・インコイルを含む）、形鋼、鋼管、銑鉄、半製品〕
- (2) 貨物の規格が1個の長さ13m以上17m未満、または幅2,500mm以上3,000mm未満、または質量15t以上20t未満のもの。〔鋼板（コイルを含む）、条鋼、形鋼、鋼管〕
- (3) 貨物の規格が1個の長さ17m以上、または幅3,000mm以上、または質量20t以上のもの。〔鋼板（コイルを含む）、条鋼、形鋼、鋼管〕

1 - 2 . 本ユニット区分が適用できない範囲

- (1) 積込み、取卸しに要する費用

2. 費用内訳

鋼矢板、H形鋼、覆工板等の仮設材の運搬作業で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・ 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬費

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

4. その他

- (1) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の積込み、取卸しに要する費用は直接工事費ユニット区分に含む。

ユニット区分	ユニットコード
準備費（海岸）	999999

1. 適用範囲

本資料は、準備費のうち、海岸工事における準備費に適用する。

2. 費用内訳

作業船の休転中の労務費および現地作業途中で降雨、波浪等の気象、海象条件により退避する場合の経費で、引船の損料および燃料費で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・ 繫船費
- ・ 退避にかかる費用

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
水質汚濁防止膜	999999

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費のうち、水質汚濁防止膜に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 事業損失を未然に防止するために必要な仮設備の設置・撤去、ならびに維持補修

2. 費用内訳

事業損失を未然に防止するために必要な仮設備の設置・撤去、ならびに維持補修に要する費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
水質汚濁防止枠	999999

1. 適用範囲

本資料は、事業損失防止施設費のうち、水質汚濁防止枠に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 事業損失を未然に防止するために必要な仮設備の設置・撤去、ならびに維持補修

2. 費用内訳

事業損失を未然に防止するために必要な仮設備の設置・撤去、ならびに維持補修に要する費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
標 識	999999

1. 適用範囲

本資料は、安全費における灯浮標等の設置、撤去、維持管理費に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 灯浮標等の設置、撤去、維持管理

2. 費用内訳

灯浮標等の設置、撤去、維持管理に要する費用で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・灯浮標等の設置、撤去、維持管理

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
安全対策	999999

1. 適用範囲

本資料は、安全費における安全監視船費に適用する。

2. 費用内訳

安全監視船に要する費用で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・安全監視船

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
交通誘導員	999999

1. 適用範囲

本資料は、安全費のうちの、交通誘導員に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務に従事するもの。

2. 費用内訳

交通管理のための交通誘導員の費用で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・交通誘導員労務費

なお、交通誘導員とは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務に従事するものを言う。

3. 積算条件

交通誘導員ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3.1 積算条件

ユニット区分	積算条件	積算単位 (総人数)	契約単位
	勤務形態		
交通誘導員	昼間勤務(交替要員無し)	人日	式
	昼間勤務(交替要員有り)		
	夜間勤務(交替要員無し)		
	夜間勤務(交替要員有り)		
	24時間勤務(交替要員無し)		
	24時間勤務(交替要員有り)		

(注) 交替要員有りは、休憩、休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。

4. その他

(1) 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。

(2) 24時間勤務は2交替制勤務とする。

(3) 設計変更は警察協議等により総人数、プライス条件の区分に変更が生じた場合に行うものとする。

ユニット区分	ユニットコード
借上げ料等	999999

1. 適用範囲

本資料は、役務費のうちの借地料等で、国土交通省直轄の公共事業の施工に伴う損失補償基準第24条、同運用に係わる場合に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲は以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 宅地・宅地見込地及び農地
- (2) 林地及びその他の土地

2. 費用内訳

土地の借上げを必要とする場合に計上する費用で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・借地料

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
技術管理費	999999

1. 適用範囲
本資料は、各種技術管理費に適用する。
2. 費用内訳
各種技術管理に要する費用で以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。
 - ・各種技術管理費
3. 積算条件
港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
水雷保険料	999999

1. 適用範囲

本資料は、水雷・傷害等保険のうちの水雷保険の費用に適用する。

2. 費用内訳

危険区域等で工事を施工する場合に付保する水雷保険費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

4. その他

当ユニットが発生する場合は特記仕様書に明記すること。

ユニット区分	ユニットコード
傷害保険料	999999

1. 適用範囲

本資料は、水雷・傷害等保険のうちの傷害保険の費用に適用する。

2. 費用内訳

危険区域等で工事を施工する場合に付保する傷害保険費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

4. その他

当ユニットが発生する場合は特記仕様書に明記すること。

ユニット区分	ユニットコード
営繕費	999999

1. 適用範囲

本資料は、営繕費のうちの監督員詰所、火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）等の工事施工上必要な営繕費に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 監督員詰所、火薬庫等の営繕の営繕（設置・撤去、維持・補修）

2. 費用内訳

監督員詰所、火薬庫等の営繕に要する費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

港湾土木請負工事積算基準による。

ユニット区分	ユニットコード
イメージアップ経費	999999

1. 適用範囲

本資料は、イメージアップ経費のうちの特別に実施するイメージアップ（インフォメーション施設の設置費等）に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 特別に実施するイメージアップ（インフォメーション施設の設置費等）等

2. 費用内訳

土木工事のイメージアップのために、特別に実施するイメージアップ（インフォメーション施設の設置費等）等で要する費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

3. 積算条件

積算については、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. その他

当ユニットが発生する場合は特記仕様書に明記すること。

ユニット区分	ユニットコード
イメージアップ経費（率計上）	999999

1. 適用範囲

本資料は、工事に伴い実施する、標準的なイメージアップを行う場合の費用に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 仮設備、安全設備、営繕施設等を対象にした標準的なイメージアップ

2. 費用内訳

工事に伴い実施する仮設備、安全設備、営繕施設等を対象にして、標準的なイメージアップを行う場合の費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- (A) 仮設備の美装化、完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーポット、ライトアップ、見学ステージ等に要する費用
垂れ幕（横断幕） 工事看板（説明板・案内板・伝言板・PR看板・ポップアート・壁画・イラスト・児童画） フラワーポット・花壇（椅子・ベンチ含む）・緑化、ライトアップ、見学ステージ、カラ舗装・敷石、放送設備、見学者駐車場
- (B) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の美装化に要する費用
器具美装化（バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット） 工事標識、安全標識、照明、安全器機（カラコン・回転灯）、安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器））、清掃費
- (C) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワールの設置、トイレの水洗化、インフォメーション施設、行事（安全祈願、見学会、コンサート）等に要する費用
設備美装化（現場事務所・現場休憩所・倉庫・足洗い場・作業員宿舎）、水洗トイレ、シャワール設備、備品（カーペット・畳・応接セット・カラテレビ・ビデオ・ラジカセ・クーラー・暖房機・給湯器・ウォータクーラー、冷蔵庫・給水タンク・机・椅子・洗濯機・乾燥機・流し台）

3. 積算条件

イメージアップ経費（率計上）ユニットの算定は以下により行うものとする。

イメージアップ経費（率計上） 表-2

適用区分	下記算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
	A	b
変数値	9.413	-0.2272

算定式

$$i = A \cdot P^b$$

ただし、i：イメージアップ経費（率計上）の率（%）

P：対象額（円）＝直接工事費（ユニット）の合計額

A、b：変数値

注）iの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

ユニット区分	ユニットコード
共通仮設費（率計上）	999999

1. 適用範囲

本資料は、共通仮設費のうち、工種区分に従って所定の率計算により算定される費用に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 運搬費、安全費、営繕費のうち、工種区分に従って率計上される費用

2. 費用内訳

共通仮設費のうち、工種区分に従って所定の率計算により算定される費用で、以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

(1) 運搬費

- (A) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出並びに現場内小運搬
- (B) 質量20t未満の建設機械の自走による運搬

(2) 安全費

- (A) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- (B) 不稼働日の保安要員等の費用
- (C) 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用および使用期間中の損料
- (D) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く)
- (E) 救命艇に要する費用
- (F) 酸素欠乏症の予防に要する費用
- (G) 粉塵作業の予防に要する費用
- (H) 安全用品等の費用
- (I) 安全委員会等に要する費用

3. 積算条件

共通仮設費（率計上）ユニットの算定は以下により行うものとする。

共通仮設費(率計上) 表-3

適用区分	下記算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による	
	A	b
変数値	454.82	-0.3264

算定式

$$Kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr：共通仮設費(率計上)の率(%)

P：対象額(円) = 直接工事費(ユニット)の合計額

A、b：変数値

注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

共通仮設費（率計上）の補正

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は表-3により求めた率に下表の補正値を加算する。

共通仮設費（率計上）の補正 表-4

施工地域・工事場所区分	補正値(%)
特定重要港湾	0.84

ユニット区分	ユニットコード
一時中止に伴う費用	999999

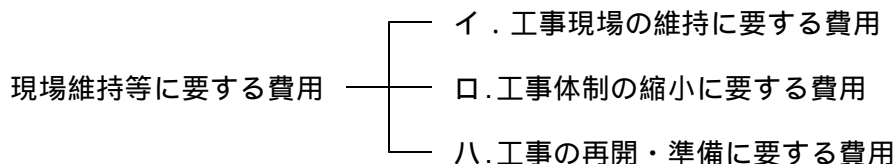
1. 適用範囲

本資料は、請負工事全体の一時中止、または工程上クリティカルパスとなる工種において一時中止をした場合の増加費用等に適用する。

取扱いについては、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」(昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号)による。

1-1. 本ユニット区分が適用できる範囲

- (1) 発注者が工事全体の一時中止、または、工程上クリティカルパスとなる工種において一時中止(一部一時中止)を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合
- (2) 増加費用の範囲は以下のとおり。



1-2. 本ユニット区分が適用できない範囲

- (1) 道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な維持工事である場合

2. 費用内訳

発注者が工事全体の一時中止、または、工程上クリティカルパスとなる工種において一時中止(一部一時中止)を指示し、それに伴い発生する以下の費用の他、当該費用に関する現場管理費を含む。

- ・現場維持等に要する費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - 工事体制の縮小に要する費用
 - 工事の再開・準備に要する費用

なお、本支店における増加費用は含まない。

3. 積算条件

一時中止に伴う費用ユニットの積算条件は、下表のとおりである。

表 3.1 積算条件

ユニット区分	積算条件	積算単位	契約単位
	一時中止に伴う費用		
一時中止に伴う費用	(千円単位)	式	式

4. その他

見積もりによる。

(3) 一般管理費等

ユニット区分	ユニットコード
一般管理費等	-

1. 適用範囲

本資料は、工事における企業の継続運営に必要な一般管理費及び付加利益に適用する。

1 - 1. 本ユニット区分が適用できる範囲

(1) 企業の一般管理費等利益

2. 費用内訳

当該工事における企業の継続運営に必要な一般管理費及び付加利益の全ての費用を含む。

1 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に嚇する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料
火災保険その他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費
電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 積算条件

一般管理費等ユニットの算定は以下により行うものとする。

工事原価	500万円以下	500万円を超え 30億円以下	30億円を超える もの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式 により算出された率	7.22%

算定式

$$G_p = -2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率(%)

C_p ：工事原価(円) = 直接工事費(ユニット) + 間接工事費(ユニット)

注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 その他

- (1) 一般管理費等率の補正については、第1編総則第3章一般管理費等および消費税等相当額4.一般管理費等率の補正により、行うものとする。